

3. 換金手続き・換金期間

- ①換金受付期間：平成27年7月～平成28年1月の予定
- ②換金方法：商品券取扱事業所が平成28年1月までの毎月20日まで（原則）に守山商工会議所窓口にて当該商品券を持ち込み、指定日に当該事業所が事前に届出た指定口座に振込みます。なお、毎月20日までにお持ちいただいた金額の累計が¥10,000以下の場合は、この限りではありません。
- ③土、日、祝日の換金受付は行いません。
- ④換金手数料はかかりません。
- ⑤振込手数料は取扱事業所でご負担下さい。

4. 取扱事業所登録方法

下の取扱事業所登録申請書を**6月10日（水）**までに守山商工会議所窓口、もしくはFAXでお申込下さい。登録申請書は守山商工会議所ホームページ（<http://www.moriyama-cci.or.jp>）からもダウンロードできます。6月11日以降も登録は可能ですが、チラシ・パンフレットへの掲載はできない可能性があります。

5. 禁止事項

- ①国、地方公共団体、社会保障自己負担分の支払並びに金券類の購入はできません。
- ②受け取られた商品券を、他の取扱事業所で使用することを禁止致します。
- ③1枚1,000円単位の使用で、原則つり銭はお支払できないことを商品券に明示します。

6. その他

- ①取扱事業所登録をしていただいた事業所を対象に説明会を実施するので必ずご参加下さい（日程等詳細は後日連絡）
- ②この商品券の発行は市民の購買意欲を喚起させ、地域での消費拡大、商業やサービス業の活性化を目的としています。このため、ポスター等の販促物を可能な限り掲示して活用して下さい。

もりやまプレミアム付商品券取扱事業所登録申請書

守山市プレミアム付商品券の取扱事業所募集内容で定める条件を承諾し、取扱い事業所登録を以下の通り申請致します。

事業所名		業種	
住所	〒		
代表者		担当者	
TEL		FAX	
店舗面積	1000㎡未満 ・ 1000㎡以上 （当てはまる方に○をつけて下さい）		

【お問合せ・お申込み先】

守山商工会議所 〒524-0021 守山市吉身3丁目11-43
TEL:077-582-2425 FAX:077-582-1551